

安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる発電システムは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。ただし、既設の発電システムに対する更新及び増設に要するものは、補助の対象外とする。
- (2) 太陽電池モジュールについては、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもので、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及センターにより登録されているもの
- (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されているもの
- (4) 未使用品であるもの。ただし、中古品は対象外とする。
- (5) 補助金の交付決定日以降に着工する発電システムであるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条に規定する実績報告をする日において、本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 自らが居住している町内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は町内に居住を予定し新築又は改築する住宅に発電システムを設置する個人であること
- (3) 電力事業者と電灯契約を締結していること
- (4) 町税（国保税を含む。）を滞納していないこと
- (5) 安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと

(補助金額)

第4条 補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、少数点第2位未満を切り捨てる。）に10万円を乗じて得た額とし、その額が50万円を超える場合は、補助金の額は、50万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システムに係る設置工事の着工前に、安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 発電システムを設置しようとする住宅の位置
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電システムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (5) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(計画変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請した補助事業の内容について変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更(廃止)届(様式第3号。以下「変更届」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認決定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 発電システムを設置状況が確認できる写真(太陽電池モジュールの設置状況、インバータ、接続箱等の写真)

(3) 発電システムの設置費に係る領収書の写し

(4) 電力会社と締結した電力受給契約の内容が確認できる書類の写し

(5) 施工業者の竣工検査の試験記録の写し

(6) その他町長が必要とする書類

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(処分の承認)

第12条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ安田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、町長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第15条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(協力)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。